

○矢巾町移住支援補助金交付要綱

令和元年11月14日

告示第68号

(趣旨)

第1条 この告示は、第8次矢巾町総合計画に基づき、町内への移住又は定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するために行う移住支援事業(以下「移住支援事業」という。)に関し、予算の範囲内で矢巾町移住支援補助金(以下「補助金」という。)を交付することについて、いわて暮らし応援事業・マッチング支援事業実施要領(令和2年1月15日付け定雇第1014号)及び矢巾町補助金交付規則(昭和37年矢巾町規則第1号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(令4告示92・令6告示100・令7告示96・一部改正)

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 東京圏 埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。
- (2) 東京23区 地方自治法(昭和22年法律第67号)第281条第1項に規定する区をいう。
- (3) 条件不利地域 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)、山村振興法(昭和40年法律第64号)、離島振興法(昭和28年法律第72号)、半島振興法(昭和60年法律第63号)又は小笠原諸島振興開発特別措置法(昭和44年法律第79号)に規定する条件不利地域を含む市町村のうち政令指定都市を除く市町村及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。
- (4) マッチングサイト 都道府県が、新しい地方経済・生活環境創生交付金(第2世代交付金(移住・起業・就業型)) (以下「交付金」という。)を活用して、東京圏の求職者に対して当該都道府県下にある企業等の求人情報を掲載するため開設し、及び運営するインターネットサイトをいう。
- (5) 大学等 学校教育法(昭和22年法律第26号)第83条第1項に規定する大学(第99条第1項に規定する大学院及び第108条に規定する短期大学を含む。)、第115

条第1項に規定する高等専門学校、第125条第3項に規定する専修学校の専門課程のほか、これらに準ずる学校等をいう。

(令3告示109・令4告示92・令6告示100・令7告示96・一部改正)

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、第1号に掲げる要件を満たす者であつて、第2号から第6号までに掲げる要件のいずれかを満たす者とする。

(1) 移住等に関する要件を満たす者 次に掲げる事項のすべてを満たすこと。

ア 補助金の申請日において、町へ転入した日（以下「転入日」という。）から1年以内であること。

イ 補助金の申請日から5年以上、継続して町に居住する意思を有していること。

ウ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

エ 日本人又は出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第2条第1号に規定する外国人のうち同法別表第2に規定する永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有する者であること。

オ この告示の規定による補助金の交付を受けたことがないこと。

カ 転入日の前日までの10年間のうち、通算5年以上、東京23区に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、雇用保険の被保険者として東京23区に通勤していたこと。ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学していた場合にあっては、大学等への通学期間も対象期間に含めることができる。

キ 転入日の前日までに、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうち条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内へ通勤又は通学していたこと。ただし、東京23区内への通勤又は通学の期間については、転入日の3箇月前までを当該1年の起算点とすることができる。

ク 町長が別に定める日以降に、矢巾町に転入したこと。

ケ その他町長が補助金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(2) 岩手県が実施するマッチング支援事業の移住支援金対象法人に就業した者次に掲げる事項のいずれにも該当すること。

- ア 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。
 - イ 就業先が、岩手県が補助金の対象としてマッチングサイトに掲載した対象法人（岩手県が選定した中小企業等であって、マッチングサイトに求人情報を掲載した法人をいう。以下この号において同じ。）であること。
 - ウ 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
 - エ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて対象法人に就業していること。
 - オ イに定める求人への応募日が、マッチングサイトに当該求人が補助金の対象として掲載された日以降であること。
 - カ 補助金の申請日から5年以上継続して対象法人に勤務する意思を有していること。
 - キ 新規の雇用であって、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。
- (3) 起業に関する要件を満たす者 補助金を申請する日から起算して1年以内に交付金を活用して岩手県が実施する起業支援事業の交付決定を受けている者
- (4) 専門人材に関する要件を満たす者 国が実施するプロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して移住及び就業し、次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 勤務地が矢巾町内であること。
 - イ 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
 - ウ 補助金の申請日から5年以上継続して当該法人に勤務する意思を有していること。
 - エ 新規の雇用であって、転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更でないこと。
 - オ 目的達成後の解散を前提として個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。
- (5) テレワークに関する要件を満たす者 次に掲げる事項のいずれにも該当すること。
- ア 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

イ 町内でテレワークにより勤務する（原則として、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

ウ 他の補助事業を活用した取り組みにより、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。

(6) 本事業における関係人口に関する要件を満たす者 次に掲げる事項のいずれにも該当するもの

ア 移住先の地域や地域の人々と関わりを有する者のうち、岩手県の「遠恋複業」の取組により、県内企業・団体と複業を実施している者

イ 町内で農林水産業に就業する者

(令2告示35・令3告示109・令5告示130・令6告示100・令7告示96・一部改正)

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、次に掲げる区分に応じた額とする。

(1) 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）が属する世帯が、次に掲げる事項のいずれにも該当する場合 100万円

ア 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元（前条第1号カ又はキにおいて在住していた場所。次条において同じ。）及び申請時において、同一世帯に属していること。

イ 申請者を含む2人以上の世帯員の転入日がいずれも、申請時において転入日から1年以内であること。

(2) 申請者の属する世帯が、18歳未満の世帯員を帯同して移住した世帯であった場合、18歳未満の者一人につき100万円を第1号に掲げる額に加算することができる。

(3) 単身の申請の場合 60万円

(令4告示92・令5告示79・令5告示130・令7告示96・一部改正)

(補助金の交付申請)

第5条 規則第4条に規定する申請書は、次に掲げるとおりとする。

(1) 矢巾町移住支援補助金交付申請書（様式第1号）

(2) 矢巾町移住支援補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書（様式第2号）

(3) 官公署が発行した免許証、許可証又は身分証明書であって本人の写真を貼付

したもの

- (4) 世帯員全員分の住民票の写し
- (5) 世帯員全員分の移住元の住民票の除票の写し、その他の移住元での在住地及び在住期間を確認できる書類
- (6) 移住元の市区町村において最近1箇年に市区町村民税の滞納がないことを証する納税証明書等
- (7) 第3条第1号カ又はキに該当する通勤者にあつては、勤務していた企業等の就業証明書等
- (8) 第3条第2号又は第4号に該当する場合にあつては、就業先の就業証明書(様式第3号)
- (9) 第3条第3号に該当する場合にあつては、起業支援金の交付決定通知書
- (10) 第3条第5号に該当する場合にあつては、就業証明書(様式第4号)
- (11) 第3条第6号に該当する場合にあつては、関係人口証明書(様式第5号)
- (12) その他町長が必要と認めるもの

(令5告示130・令6告示100・令7告示96・一部改正)

(補助金の交付決定)

第6条 町長は、前条の申請を受理したときは、この内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、矢巾町移住支援補助金交付決定通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。ただし、審査の結果、補助金の交付を不相当と認める場合は、矢巾町移住支援補助金不交付決定通知書(様式第7号)により、当該申請者に通知するものとする。

(令6告示100・一部改正)

(補助金の交付)

第7条 申請者は、前条本文の通知を受けたときは、矢巾町移住支援補助金交付請求書(様式第8号)を町長に提出するものとする。

(令6告示100・一部改正)

(交付決定通知書の再交付)

第8条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要するときは、矢巾町移住支援補助金交付決定通知書再交付願(様式第9号)を町長に提出するものとする。

(令6告示100・一部改正)

(補助金の再交付決定)

第9条 町長は、前項に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに矢巾町移住支援補助金交付決定通知書（再交付）（様式第10号）により申請者に交付するものとする。

(令6告示100・一部改正)

(報告及び立入調査)

第10条 町長は、移住支援事業が適切に実施されているか等を確認するため、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けた者に対し移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

(交付決定の取消し)

第11条 規則第15条に規定する補助金の交付の決定の取消しは、同条に掲げるもののほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の内容を申請した場合
- (2) 補助金の申請日から3年未満に矢巾町から転出した場合
- (3) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合
- (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合
- (5) 補助金の申請日から3年以上5年以内に矢巾町から転出した場合

2 町長は、前項に該当して当該交付決定を取り消したときは、矢巾町移住支援補助金交付決定取消通知書（様式第11号）によりその旨を補助金の交付を受けた者に通知するものとする。

(令6告示100・一部改正)

(補助金の返還)

第12条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金の交付を受けた者に対し、次に掲げる額を返還させるものとする。ただし、雇用された企業等の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情があると町長が認めた場合はこの限りでない。

- (1) 前条第1項第1号から第4号までのいずれかに該当する場合 交付した額の全額

(2) 前条第1項第5号に該当する場合 交付した額の半額

(補則)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和元年11月14日から施行する。

附 則 (令和2年2月18日告示第35号)

(施行期日)

1 この告示は、令和2年2月18日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第3条第1号の規定は、令和2年1月15日以降に矢巾町に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年6月1日告示第109号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の矢巾町移住支援補助金交付要綱は、令和3年4月1日以降に矢巾町へ転入した者から適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則 (令和3年10月1日告示第143号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の本則に掲げるそれぞれの告示(次項において「各旧告示」という。)の規定により提出されている様式は、この告示による改正後の本則に掲げるそれぞれの告示の規定による様式とみなす。

3 この告示の施行の際現に各旧告示の様式用の紙で残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

附 則 (令和4年5月17日告示第92号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の矢巾町移住支援補助金交付要綱は、令和4年4月1日以降に矢巾町へ転入した者から適用し、同日前の転入者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年4月1日告示第25号）

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

附 則（令和5年6月1日告示第79号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の矢巾町移住支援補助金交付要綱は、令和5年4月1日以降に矢巾町へ転入した者から適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和5年9月1日告示第130号）

（施行期日）

1 この告示は、令和5年9月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の矢巾町移住支援補助金交付要綱は、令和5年6月23日以降に矢巾町へ転入した者から適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和6年6月1日告示第100号）

（施行期日）

1 この告示は、令和6年6月1日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の矢巾町移住支援補助金交付要綱は、令和6年4月1日以降に矢巾町へ転入した者から適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則（令和7年7月1日告示第96号）

（施行期日）

1 この告示は、令和7年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この改正による改正後の矢巾町移住支援補助金交付要綱は、令和7年4月1日以降に矢巾町に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従

前の例による。

矢巾町長 様

矢巾町移住支援補助金交付申請書

矢巾町移住支援補助金交付要綱に基づき、補助金の交付を申請します。

1 申請者欄

フリガナ		性別	生年
氏名			年
住所	〒	電話番号	
メールアドレス			

2 補助金の内容(該当する欄に○を付けてください)

単身・世帯		単身		世帯	世帯の場合は同時に移住した家の人数(1の申請者は含まない)
補助金の種類		就業		専門人材	上記家族の人数のうち18歳未満の者の人数
		起業		テレワーカー	※申請日が属する年度の4月1日満
		関係人口			

3 各種確認事項(該当する欄に○を付けてください)*

申請日から5年以上継続して、矢巾町に居住する意思について		A. 意思がある		B.
(就業・専門人材・起業の場合のみ記載) 申請日から5年以上継続して、就業・起業する意思について		A. 意思がある		B.
(就業の場合のみ記載) 就業先の法人の代表者又は取締役などの経営を担う者との関係		A. 3親等以内の親族に該当しない		B. 親

4 移住元の住所

住所	〒
----	---

5 (東京23区への通学者・通勤者に該当する場合のみ記載)東京23区への通学・在勤履歴
※直近10年の通学・在勤履歴

期間	就業先	就

※東京23区への在勤後、移住前に東京23区以外での在勤履歴があれば記入してください。
在勤履歴がある場合、補助金の支給対象となりません。

6 (テレワークによる移住者のみ記載)移住後の生活状況

勤務先部署	
住所	〒
勤務先へ行く頻度	週・月・年 回程度 / 行くことはない / その他(

様式第2号（第5条関係）

矢巾町移住支援補助金の交付申請に関する誓約書兼同意書

1 宣誓事項

- (1) 移住支援事業に関する報告及び立入検査等について、岩手県及び矢巾町から求められた場合には、それに応じます。
- (2) 以下の場合には、矢巾町移住支援補助金交付要綱に基づき、補助金の全額を返還します。ただし、雇用された企業等の倒産、災害、病気等で、岩手議の結果、やむを得ない事情があると町長が認めた場合はこの限りでありま
ア 虚偽の内容を申請した場合：全額
イ 補助金の申請日から3年未満に矢巾町から転出した場合：全額
ウ 補助金の申請日から1年以内に移住支援補助金の要件を満たす職を辞し
全額
エ 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
オ 補助金の申請日から3年以上5年以内に矢巾町から転出した場合：半額
- (3) 交付決定の取り消しの決定を受けた場合、町が指定する期日までに当該返還します。

2 同意事項

- (1) 上記1(2)の誓約事項が遵守されているか確認するために、矢巾町が住帳に記録されている事項を閲覧することに同意します。
- (2) 岩手県及び矢巾町が、移住支援事業の実施に際して得た個人情報について情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の規定に基づき適切に本事業の実施のために利用することに同意します。また、矢巾町において、事業担当部署と住民票等担当部署間で当該個人情報を共有して利用することとします。
- (3) 岩手県及び矢巾町が、当該個人情報について、他の都道府県において実住支援事業の円滑な実施、国への実施状況の報告等のため、国、他の都道府市区町村に提供し、又は確認することに同意します。

様式第3号(第5条関係)

年 月

矢巾町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書(補助金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所	
勤務先所在地	
勤務先電話番号	
就業年月日	
応募受付年月日	
雇用形態	週20時間以上の無期雇用
勤務者と代表者 又は取締役など の経営を担う者 との関係	3親等以内の親族に該当しない

様式第4号(第5条関係)

年 月

矢巾町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

就業証明書(補助金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

勤務者名	
勤務者住所 (移住前)	
勤務者住所 (移住後)	
勤務先部署の 所在地	
勤務先電話番号	
移住の意思	所属先企業等からの命令(転勤、出向、出張、研修等含む)で
テレワーク交付金	勤務者に地方創生テレワーク交付金による資金提供をしてい

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、矢巾町の求

様式第5号(第5条関係)

年 月

矢巾町長 様

所在地
事業者名
代表者名
電話番号
担当者

関係人口証明書(補助金の申請用)

下記のとおり相違ないことを証明します。

記

「遠恋複業」 実施者名	
「遠恋複業」 実施先所在地	
「遠恋複業」 実施先電話番号	
マッチング年月日 ※就業開始日を記載	
就業期間	
「遠恋複業」 による就業内容	

移住支援事業に関する事務のため、勤務者の勤務状況などの情報を、矢巾町の求て提供することについて、勤務者の同意を得ています。

様式第6号（第6条関係）

年

様

矢巾町長

矢巾町移住支援補助金交付決定通知書

矢巾町移住支援補助金交付要綱に基づき、以下のとおり補助金を交付することを
しましたので通知します。

交付決定額 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。

※補助金は、以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下3桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 矢巾町は、矢巾町移住支援補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には
の全額又は半額の返還を請求します。ただし、雇用された企業等の倒産、災害
で、岩手県との協議の結果、やむを得ない事情があると町長が認めた場合はこ
ない。

- ・虚偽の内容を申請した場合：全額
- ・申請日から3年未満に矢巾町から転出した場合：全額
- ・申請日から1年以内に移住支援補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から3年以上5年以内に矢巾町から転出した場合：半額

請求を行う場合があります。

3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・補助金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・補助金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取り扱金融機関への申となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第7号（第6条関係）

年

様

矢巾町長

矢巾町移住支援補助金不交付決定通知書

矢巾町移住支援補助金交付要綱に基づき、以下のとおり補助金を交付しないこと
しましたので通知します。

記

不交付の理由	
備 考	

様式第8号(第7条関係)

年 月

矢巾町長 様

住所

申請者

氏名

矢巾町移住支援補助金交付請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定の通知があった補助金について、
とおりに請求します。

金

円

振込先金融機関名：

普通・当座

振込先口座番号：

振込先口座名義：

様式第9号（第8条関係）

年 月

矢巾町長 様

住所

申請者

氏名

矢巾町移住支援補助金交付決定通知書再交付願
年 月 日付け 第 号により矢巾町移住支援補助金交付決定通知書
いたしましたが、下記の理由により、交付決定通知書を再発行願います。

記

紛失等の理由	
備 考	

様式第 10 号（第 9 条関係）

第
年

様

矢巾町長

矢巾町移住支援補助金交付決定通知書（再交付）

年 月 日付け 第 号により通知した内容について矢巾町移住支援
交付要綱に基づき、以下のとおり再度通知します。

交付決定額 円

○振込予定日 年 月 日

※指定の振込口座に入金されるまでに、数日かかる場合がございます。御了承ください。
※補助金は、以下の口座に振り込みます。

振込先金融機関名：

振込先口座番号（下 3 桁）：

振込先口座名義：

（備考）

1 矢巾町は、矢巾町移住支援補助金交付要綱の規定に基づき、以下の場合には
の全額又は半額の返還を請求します。ただし、雇用された企業等の倒産、災害
で、岩手県との協議の結果、やむを得ない事情があると町長が認めた場合はこ
ない。

- ・虚偽の内容を申請した場合：全額
- ・申請日から 3 年未満に矢巾町から転出した場合：全額
- ・申請日から 1 年以内に移住支援補助金の要件を満たさず職を辞した場合：全額
- ・起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合：全額
- ・申請日から 3 年以上 5 年以内に矢巾町から転出した場合：半額

請求を行う場合があります。

3 フラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用について

- ・この通知書はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用際の必要書類であり、紛失した場合は金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・補助金の返還を請求された場合はフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利引下げの適用を受けられない場合があります。
- ・補助金を受領した方に対するフラット 35 地域活性化型（地方移住支援）の金利制度の適用を受けるためには、交付決定日から 5 年以内に取り扱金融機関への申となります。

4 株式会社日本政策金融公庫の創業者向け融資制度における特別利率の適用について

- ・この通知書は日本政策金融公庫による新規開業支援資金等の特別利率の適用際の必要書類であり、紛失した場合は特別利率の適用を受けられない場合があります。
- ・補助金の返還を請求された場合は日本政策金融公庫による新規開業支援資金の特別利率の適用を受けられない場合があります。

様式第 11 号（第 11 条関係）

第
年

様

矢巾町長

矢巾町移住支援補助金交付決定取消通知書

年 月 日付け 第 号により通知した内容について矢巾町移住支援
交付要綱に基づき交付決定を取り消しますので通知します。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 取消の理由
 - (1) 虚偽の内容を申請した
 - (2) 移住支援補助金の申請日から 3 年未満に矢巾町から転出した
 - (3) 移住支援補助金の申請日から 1 年以内に移住支援補助金の要件を満たす職を
 - (4) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された
 - (5) 移住支援補助金の申請日から 3 年以上 5 年以内に矢巾町から転出した

様式第1号（第5条関係）

（令4告示92・令7告示96・一部改正）

様式第2号（第5条関係）

（令3告示143・令5告示25・令5告示79・一部改正）

様式第3号（第5条関係）

（令4告示92・一部改正）

様式第4号（第5条関係）

（令6告示100・追加）

様式第5号（第5条関係）

（令6告示100・追加）

様式第6号（第6条関係）

（令4告示92・一部改正、令6告示100・旧様式第4号繰下）

様式第7号（第6条関係）

（令4告示92・一部改正、令6告示100・旧様式第5号繰下）

様式第8号（第7条関係）

（令4告示92・一部改正、令6告示100・旧様式第6号繰下）

様式第9号（第8条関係）

（令4告示92・一部改正、令6告示100・旧様式第7号繰下）

様式第10号（第9条関係）

（令4告示92・一部改正、令6告示100・旧様式第8号繰下）

様式第11号（第11条関係）

（令4告示92・一部改正、令6告示100・旧様式第9号繰下）